

## 1 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、目標に向かって仲間と協力し努力する力を育成する。
- (4) 地域との連携を深め、地域からの期待にも応え地域に活力を与えていくような活動を行う。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定と年間活動計画・活動実績の作成

- ・校長は毎年度「学校の部活動に係る活動方針（以下、「活動方針」という。）」を策定する。
- ・部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、及び参加予定大会、遠征及び合宿の予定日程等）を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ・各学校は、活動実績について、毎月校長に提出し、学校評議員等を活用し評価を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

#### ① 適正な数の部の設置

校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の是正等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

《平成 31 年度の設置部活動》

運動部：剣道部、卓球部、バドミントン部、バスケットボール部、バレーボール部  
ソフトテニス部、陸上競技部、野球部

文化部：文芸部、写真部、茶華道部、美術部、吹奏楽部

#### ② 複数顧問体制による運営と部活動指導員等の活用

- ・校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。また、事故や不測の事態等への対応、教員の長時間勤務是正の観点から、原則として、複数顧問体制による運営を行うことが望ましい。
- ・部活動指導員等の協力を得る場合には、学校の活動方針及び各部活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、活動環境、事故が発生した場合の対応等について、学校や当該部活動顧問と当該部活動指導員等との間で十分な調整を行

い、相互の共通理解と情報を共有することが必要である。

③ 適切な部活動指導に必要な研修等の実施と参加

- ・校長は、適切な部活動指導が行われるよう部活動運営に関わる研修会や部活動顧問会議等を行うこと。
- ・部活動顧問は、関係団体等で実施している研修会や講習会に参加し自己研鑽に努めること。

3 合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、以下の内容を徹底する。

- ・生徒の心身の健康状態や技能の習熟度、活動を取りまく環境等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法による部活動の指導。
- ・生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶。
- ・熱中症への最大限の注意を払う万全の対策。
- ・教職員全員による心肺蘇生法・AED使用の研修実施。
- ・適切で計画的な休養。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問や部活動指導員等は、合理的で効率的・効果的な活動を行うために、関係団体等が作成した指導手引等を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日・活動時間の設定

(1) 休養日

- ・週当たり1日以上
- ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。
- ・休養日として設定した日に、大会やコンクール、合宿等が開催されるようになった場合、その終了後、早い時期に休養日を設定する。
- ・定期試験の1週間前から原則として休養日とする。

(2) 活動時間

- ・学期中の活動時間は、平日は長くとも3時間程度、学校の休業日は長くとも4時間程度
- ・長期休業中の活動時間は、平日及び週末とも長くとも4時間程度

(3) 基準を超えて活動を行う場合

大会やコンクール等前の練習、合宿や遠征、練習試合等を実施する際、基準を超えて活動する場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。

## 5 参加する大会やコンクール等の精査

参加する大会やコンクール等については、次のとおりとする。

- ・高等学校体育連盟・高等学校文化連盟・高等学校野球連盟及び教育委員会が主催するもの。
- ・その他については、校長が許可した場合のみ参加を認める。ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮すること。

### 附則

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。